

(付表) 各国別強制実施制度一覧表

国 コード	国 名	不実施の場合の 強制実施権制度 (特許後3年又は 出願後4年経過 後)	利用発明のため の強制実施権制 度	公共の利益のための強制実施権制度			備考
				要	件	実施権設定の時期 的制限	
JP	日 本	あり (特許法83条)	あり (特許法92条)	あり (特許法93条)	公共の利益のため特に必要なとき	なし	
DE	ド イ ツ	あり (特許法24条)	あり (特許法24条)	あり (特許法24条)	公共の利益のために必要であるとき (なお、公共の福祉のため又は連邦 の安全のために政府が実施を命じた 場合には、特許権の効力は及ばない 旨の規定がある。(13条))	なし	
GB	英 国	あり (特許法48条)	あり (特許法48条)	あり (特許法48条)	輸出市場に対する供給不足 国内商工業活動の発展、存立の阻 害	特許後3年経過後	
US	米 国	なし	なし	あり (原子力法153 条)	核物質又は原子力エネルギーの生産 又は利用に関する発明について、公 共の利益に重要であると認められる とき	なし	
FR	フ ラ ン ス	あり (特許法613条の 11)	あり (特許法613条の 15)	あり (特許法613条の 16～19)	公衆の健康、国家経済あるいは国防 上必要なとき	なし	
CA	カ ナ ダ	あり (特許法65条 c)	なし	あり (特許法65条 d～f)	公益的理由のために望ましいとき	特許後3年経過後	
CN	中 国	あり (特許法48条)	あり (特許法50条)	あり (特許法49条)	国に緊急事態若しくは非常事態が生 じた場合、又は公共の利益の目的の ため	なし	
KR	韓 国	あり (特許法107条 (), ())	あり (特許法138条)	あり (特許法107条 (), ())	公共の利益のため又は反競争行為と 判定された事柄の是正のため	なし	
TW	台 湾	なし	あり (特許法80条)	あり (特許法78条)	国家の緊急事態が存在する場合、又 は公共の福祉を増進するため	なし	

(備考) 特許庁「平成19年度各国の産業財産権制度・運用等に関する基礎資料の作成」による調査結果

凡例

国王のために実施する場合は特許権の効力は及ばない旨の規定があるが、特許発明に係る物の販売は緊急事態期間中(戦時等)に限られている。(55～59条)

情報の内容には正確を期しておりますが、誤りにお気づきの際は、特許庁総務部国際課外国相談係(Eメール: PA0842@jpo.go.jp)までご連絡いただくと幸いです。なお、当該情報の利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。

問い合わせ先: 国際課